

飯塚市総合戦略推進会議開催要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市総合戦略推進会議開催要綱等の一部を改正する告示

(飯塚市総合戦略推進会議開催要綱の一部改正)

第1条 飯塚市総合戦略推進会議開催要綱(平成28年飯塚市告示第127号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 推進会議の庶務は、総務部企画政策室 <u>企画政策担当</u> において処理する。	(庶務) 第7条 推進会議の庶務は、総務部企画政策室において処理する。

(飯塚市行政アドバイザーの設置等に関する要綱の一部改正)

第2条 飯塚市行政アドバイザーの設置等に関する要綱(平成29年飯塚市告示第212号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 アドバイザーに関する庶務は、総務部企画政策室 <u>企画政策担当</u> において処理する。	(庶務) 第7条 アドバイザーに関する庶務は、総務部企画政策室において処理する。

(嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン検討会議設置要綱の一部改正)

第3条 嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン検討会議設置要綱(平成30年飯塚市告示第89号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 検討会議の庶務は、総務部企画政策室 <u>企画政策担当</u> において	(庶務) 第7条 検討会議の庶務は、総務部企画政策室において処理する。

て処理する。

(過疎地域持続的発展計画有識者会議設置要綱の一部改正)

第4条 過疎地域持続的発展計画有識者会議設置要綱(令和4年飯塚市告示第133号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 過疎計画有識者会議の庶務は、総務部企画政策室企画政策担当において行う。	(庶務) 第7条 過疎計画有識者会議の庶務は、総務部企画政策室において行う。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。